

在外事務所の定員数に関する交換書簡

(交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は、財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め二、に関連し、両協会代表者との間で次の了解に到達したことを通報致します。

両協会が、それぞれの在外事務所に派遣する所員の数は70名をもって限度とする。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴代表に敬意を表します。

1992年1月31日 東京で

財団法人交流協会会長
長谷川 周 重

亜東関係協会駐日代表
許 水 徳 殿

(亜東関係協会側)

書簡をもって啓上致します。貴会長の1月31日付け書簡を受領しました。

本代表は、貴会長の右書簡中に引用されている財団法人交流協会の了解は、亜東関係協会の了解でもあると考えます。

本代表は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

1992年2月1日 東京で

亜東関係協会駐日代表

許水徳

財団法人交流協会会長

長谷川 周 重 殿